

個人情報保護委員会（第90回）議事概要

- 1 日時：平成31年2月22日（金）10：30～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、
加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長
佐脇参事官、三原参事官、山崎参事官、松本参事官

4 議事の概要

（1）人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会の全項目評価書について

事務局から、「人材派遣健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」及び「全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書」について、人材派遣健康保険組合の解散に伴い全国健康保険協会に承継される特定個人情報ファイルに関する記載の修正のため、両評価書の再提出があったことについて報告の上、再提出のあった両評価書について、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」等に基づき、適合性及び妥当性の審査結果の説明を行った。

両評価書は承認され、人材派遣健康保険組合及び全国健康保険協会に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等を通知することとなった。

（2）独自利用事務の情報連携に係る届出の承認について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携は、マイナンバー制度において重要な役割を果たしており、更なる活用を進め、制度の定着を図ることが重要である。そのためには、独自利用事務の情報連携によって、住民にとっては添付書類の削減による利便性の向上、地方公共団体にとっても業務の効率化や合理化というマイナンバー制度のメリットがあることを住民や職員、さらには国民全体に広く周知していくことが大切であり、周知のための工夫についても地方公共団体の声を聞きながら、地方公共団体や関係機関と協力しながら行うことが大事である」旨の発言があった。

嶋田委員長から「独自利用事務の活用推進により、マイナンバー導入のメリットが発揮され、国民に実感いただけるよう、地方公共団体と連携して取り組んでまいりたい」旨の発言があった。

独自利用事務の情報連携に係る届出について、原案のとおり承認された。

- (3) 生産性向上特別措置法における新技術等実証計画の申請案件について
事務局から資料に基づき説明を行った。

宮井委員から「今回の実証は、なりすまし検知の技術を有するカウリストと、地域の個人情報をもつ関西電力のリソースを組み合わせることで、不正な口座開設を防止して、金融インフラが犯罪等に用いられないようにする取組の有効性を実証するものであり、個人情報保護法に適合すると判断することは適切。一方で、個人データの第三者提供を伴うものであるため、申込者である本人が、その後の自らのデータの取扱いを認識できるよう、適切に知らせることを事業者徹底させることが重要ではないか」という旨の発言があった。

委員長から「本日説明のあった申請の内容は、不正口座開設の防止等社会的意義が認められる実証になるのではないかと。個人データを提供した本人がその取扱いを適切に理解できるような配慮をし、法令を遵守して実証を進めていただきたい」という旨の発言があった。

原案のとおり了承され、当委員会の見解を革新的事業活動評価委員会に送付し、革新的事業活動評価委員会において特段当委員会の見解に修正を求められなかった場合には、認定及び公表に係る手続を進めることとなった。

- (4) 立入検査の報告について

事務局から、資料に基づき報告を行い、原案のとおり決定された。
※内容については非公表。

- (5) 立入検査の実施について

事務局から、資料に基づき説明を行い、原案のとおり決定された。
※内容については非公表。

以上